

## 銀行代理業者に係る監督事務の流れ

○ 銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。

### 情報の収集・分析、所属銀行を通じた問題点の把握

(1) 情報の収集・分析

[情報源の具体例]

- ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
- ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
- ③ 所属銀行に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
- ④ 代理業者に対する検査結果
- ⑤ 利用者からの苦情、投書等
- ⑥ その他代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報

(2) 所属銀行を通じた問題点の把握

- ・臨機のヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

### 代理業者に対する問題点の把握

- ・必要に応じヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

### 代理業者に対する改善促進

- ① 代理業者に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
  - －改善方策に関する報告徴求命令
  - －業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等

### 所属銀行に対する改善促進

- ① 所属銀行に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
  - －改善方策に関する報告徴求命令
  - －業務改善命令、業務停止命令等

### 所属銀行を通じた改善促進

### 所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ

- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除